

平成30年度

第4回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成30年5月22日 (火)
開会14時35分 閉会15時15分

場 所 教育委員室

平成30年度
第4回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 報 告

- ①平成31年度県立学校入学者選抜の日程等について
 - ア 県立高等学校、県立中学校
 - イ 県立爽風館高等学校（平成30年度秋季募集）
 - ウ 特別支援学校高等部・専攻科（選考）
- ②大分県グローバル人材育成推進プランの改訂について
- ③平成29年度部活動における適切な活動日の実施状況調査の結果について

(2) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	高 橋 幹 雄
	委員	鈴 木 恵
事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	姫 野 秀 樹
	参事監兼教育人事課長	法華津 敏 郎
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	福利課長	阿 部 浩 康
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	檜 崎 信 浩
	社会教育課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	文化課長	阿 部 辰 也
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室室長補佐	笠 木 敏 行
	教育改革・企画課主幹	下 鶴 直 哉
教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史	

2 傍聴人

7 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成30年度 第4回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、鈴木委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時10分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

【報 告】

①平成31年度県立学校入学者選抜の日程等について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成31年度県立学校入学者選抜の日程等について」檜崎高校教育課長及び後藤参事監兼特別支援教育課長から報告いたします。

(檜崎高校教育課長)

報告第1号「平成31年度県立学校入学者選抜の日程等について」報告いたします。

1ページをご覧ください。県立高等学校入学者選抜につきましては、太字で記載してありますように、推薦入学者選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜検査日を2月7日(木)と2月8日(金)、第一次入学者選抜検査日を3月12日(火)・3月13日(水)、第二次入学者選抜検査日を3月20日(水)とし、出願期間等は資料のとおりといたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

大分県立大分豊府中学校の入学者選抜の主な日程については、検査日を1月12日(土)にいたします。

最後に、3ページをご覧ください。

平成30年度大分県立爽風館高等学校秋季募集人員について説明いたします。

「1 定時制課程(3部制課程)」について、右の秋季募集人員は、入学定員から春季入学者数及び秋季転編入学を除いた数になります。Ⅰ部・普通科が21名、Ⅱ部・普通科が23名、Ⅲ部・普通科32名、商業科35名の合計111名を募集いたします。

下には参考として、秋季募集に係る概要を記載しています。なお、この日程等は、昨年度の実施要項で既に発表済みでございます。

次に通信制課程について説明します。募集人員については、入学定員から春季入学者数を除いた数になり、301名となります。以上で報告を終わります。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

続いて、「平成31年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考日程について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。

県立特別支援学校高等部・専攻科の入学者選考は、これまで県立高等学校の第一次入学者選抜及び第二次入学者選抜と同じ日程で行っています。

したがって、平成31年度の入学者選考につきましても、県立高等学校の入学者選抜と同じ日程で計画しています。

主な日程ですが、第一次選考日は3月12日(火)、合格発表は3月14日(木)、第二次選考日は3月20日(水)、合格発表は3月22日(金)、でございます。

右側の列の前年度と比べますと、少し日程が下がっておりますが、各学校における入学者選考に向けた手続き、準備については支障がないものと考えております。説明は以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

※質問なし

②大分県グローバル人材育成推進プランの改訂について

(工藤教育長)

次に、報告第2号「大分県グローバル人材育成推進プランの改訂について」榎崎高校教育課長から報告いたします。

(榎崎高校教育課長)

報告第2号「大分県グローバル人材育成推進プランの改訂について」報告いたします。

平成26年10月に定めた、「大分県グローバル人材育成推進プラン」では、これからのグローバル社会を生きる本県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働し未来を切り拓く上で、5つの力の「総合力」が必要で、その素地を教育の中で培うことが必要であると、平成27年度からの3カ年にわたり取組を進めてまいりました。

これまでの取組を振り返り、今回、新たに今年度からの3年間の第2ステージとし、取組の継続を定めたところでございますので、ご報告するものです。ご覧いただいている1ページが概要でございます。別冊の冊子がプラン第2ステージの本体となっています。

概要資料中段にございますように、第1ステージでは5つの資質・能力別の取組を進め、生徒の英語力の向上や海外への留学生の増加、セミナー等参加者の増加など一定の成果が見られました。県教育委員会では、こうした取組により、これまでの5つの総合力の育成の取組が順調に進んでいると分析をしております。

一方で、冊子の26ページにございますように、生徒へのアンケート調査結果では、5つの資質・能力の中で「挑戦意欲と責任感・使命感」、「英語力」において伸びは見られるものの、依然として肯定的な回答の数値が低い状況でございます。また、英語教育については、学習指導要領の改訂等もございます。そこで、第2ステージではこれまでの取組を継続するとともに、概要資料の下段に示すように、グローバルリーダー育成塾等による国際的な視野の涵養や小学校外国語教育の早期化や教科化への対応等を重点的に行っていきたくと考えております。

今後も、「大分県グローバル人材育成プラン 第2ステージ」に基づき、大分の子どもたちが、世界に挑戦し、自分の夢を叶え、自己実現を

図れるよう、取組を一層進めてまいります。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

1 ページの「第2ステージの重点ポイント」の③として、郷土の音楽・美術等を体験的に学ぶ機会の充実とありますが、何か特別なねらいがあるのでしょうか。

(檜崎高校教育課長)

音楽や美術は日本や郷土を学習するための教材としても使われています。日本のこと、郷土のことをしっかり学ぶ具体的な方策としてこれらの教科をお示したものです。

(林職務代理者)

音楽であれば地元の民謡を学ぶこと等になると思いますが、美術ではどのようなことを学ぶのでしょうか。

(檜崎高校教育課長)

音楽は、和楽器や琴など、郷土と日本に関するものになります。美術も同様でございます。

(松田委員)

音楽、美術と言うと、一般的な教科の中での音楽、美術と解釈してしまいましたが、雅楽や郷土の伝承的な音楽、文化として郷土に根付いた造形や仏像などではないでしょうか。

郷土の雅楽、あるいは神楽などいろいろなものがあると思いますが、もう少しイメージしやすくなるような記載に変えた方がいいのではないのでしょうか。

(檜崎高校教育課長)

具体的には冊子の30ページに記載しております。「郷土学習を進める外部人材の活用」の一つ目の・は、教科としての音楽や美術等を通してということになります。

ここには雅楽といった具体的な内容についての記載はありませんけれども、今おっしゃっていただいたことは、郷土学習を進めるという中で、生徒の状況や郷土の状況などに応じて指導していきたいと思っております。

(松田委員)

外部人材の活用とありますが、外部人材とはどのような人々を考えていますか。例えば、由布市では神楽というように地域によって伝承されているものや根ざしたものが違う前提で郷土学習をすることになると思いますが。

(檜崎高校教育課長)

このプランは、あくまでグローバル人材の育成というのが主眼にございますが、従来から取り組んでいる郷土学習もしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

大分県全体を理解することに加えて、これまで各学校では地域と繋がってきた部分がございますので、状況は様々だと思っておりますが、引き続き地域の方々としっかり結びつき、それが結果的にグローバル人材の育成へと繋がるように取り組んでいきたいと思っております。

(松田委員)

このグローバル人材育成推進プランにおいても地域人材の活用ということが述べられておりますが、コミュニティ・スクールとして地域人材を活用することもあるのではないのでしょうか。

(檜崎高校教育課長)

中には重複している方もいらっしゃると思いますが、コミュニティ・スクールに関わる人からだけという訳でなく、幅広くその時々に応じた対応をしていきたいと思っております。

(松田委員)

グローバル人材に必要なものとは英語力だけではないと思っておりますが、特に英語が重要となっているのは、世界共通語ということと、発信力が弱いのが日本人の弱さだと思います。そのようなことからすると、5つ目として英語「発信力」の強化に取り組もうとすることは、非常に大事なことだと思います。できるだけ外国の方と話し合いをしたり、生徒会や学校行事といった子ども達がコミュニケーションを図る場面で英語を使って会話ができるといいと思っております。

(工藤教育長)

おっしゃるとおりで、特に来年度はラグビーの国際試合がありますので、海外から応援等でたくさんの方がお見えになると思っております。本年度から、委員が言われるような取組も活用しながら、高校生の発信力を高めていきたいと思っております。

(岩崎委員)

1 ページの中段に生徒の英語外部検定資格保持率について、全国平均との比較がありますが、今回、第2ステージで重点的にやらなければならないこととして①と⑤を挙げられています。

冊子の26ページに、①の関係の指標として、平成29年度のアンケート調査結果がありますが、「外国へ留学したり、国内外を問わず海外と関わる仕事に就いたりしてみたいと思うか。」という質問への肯定的な割合は30.5%、「英語を使って、積極的に外国人とコミュニケーションを図ることができるか。」という質問への肯定的な割合は24.9%となっています。

これは、若い方が内向きになっているということが表われている数値だと思います。若い方の意識や状況等についての大分県のアンケート調査結果の数値を全国の調査結果の数値と比較した場合、どのような特徴があるのでしょうか。

(檜崎高校教育課長)

外部検定の保持率については、一定の比較はできると思いますが、国際的視野の涵養という部分になりますと、県内で独自に調査しておりますので、全国の状況と比較することは難しいと思います。

(岩崎委員)

全国的に見ても、若い方の内向き志向が報道されています。大分県ではグローバル人材育成プラン第1ステージとして取り組んできましたが、課題として指摘された箇所については引き続き第2ステージで伸ばしていただきたいと思います。

(高橋委員)

私は日本人はディスカッションする力が弱いと思っています。先ほど教育長からも話がありましたが、国民文化祭やラグビーワールドカップ等で海外の方が多く来られますので、海外の方と話す時に、ディスカッションする雰囲気を作っていただきたいと思います。そのような機会を多く作ることが生徒のスキルアップに繋がっていくと思いますので、ぜひそのような取組をお願いしたいです。

また、日本人は海外の方をひとくくりに外国人と考えてしまうことがあります。アジアやヨーロッパを始め様々な国から来県されると思いますので、そういう部分も生徒にしっかり認識させていただきたいと思います。

③平成29年度部活動における適切な活動日の実施状況調査の結果について

(工藤教育長)

次に、報告第3号「平成29年度部活動における適切な活動日の実施状況調査の結果について」井上体育保健課長から報告いたします。

(井上体育保健課長)

報告第3号「平成29年度部活動における適切な活動日の実施状況調査の結果について」報告いたします。

1ページをご覧ください。

はじめに、上段の市町村立中学校の状況についてです。太枠の中には、平成29年3月に通知した「部活動における適切な活動日の設定について」の内容で、1週間の活動日は原則として5日以内、土日のいずれかは1日は休養日とすること、県家庭の日である毎月第3日曜日は完全休養とすることとなっております。

その下の表は、通知内容の実施状況について、10月と2月に調査した結果です。適切な休養日を設定した学校数や実施した部活動数、第3日曜日を休養日と設定した学校数や実施した部活動数は、いずれも2月調査の方が多くなっています。

次に、下段の県立高等学校の状況についてです。同じく太枠の中に高等学校に通知した内容を記載しておりますように、1週間の活動日を原則6日以内とすること、毎月1日以上の週休日を完全休養日とすることとしております。

調査結果では、中学校と同様、2月の調査の方が通知内容を実施できた学校や部活動の数が増えています。一方、休養日の設定や実施ができなかった理由として、大会等への出場や、出場に向けた練習と重なったことが挙げられました。

この通知や調査の目的は、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、教職員の負担軽減の観点に配慮するものです。数値が向上したことは望ましいことですが、引き続き指導を続けてまいります。

次に、2ページをご覧ください。3月に国から運動部活動のガイドラインが示されました。

このガイドラインの概要につきましては、3ページをご覧ください。まず、このガイドラインは、義務教育段階である中学校を主な対象としていますが、高校にも原則として適用すること、その際、高校では多様な教育が行われている点に留意することなどが記載されています。

次に、中段の「1 適切な運営のための体制整備」の(1)にありますように、県は国のガイドラインに則った方針を策定することが求められています。また、市町村教育委員会や学校長も今後、方針を策定することとなります。

4ページの「3 適切な休養日の設定」をご覧ください。週当たり2日以上休養日を設けることや、1日の活動時間は長くとも平日は2時

間程度、学校の休養日は3時間程度とすることなどが記載されています。
2ページにお戻りください。

「2 本県の現状」ですが、既に平成28年度末に「部活動における適切な活動日の設定について」を通知していることから、中学校では国のガイドライン及びこれまでの通知に基づき適切な部活動の運営を図るよう、また高校においては、県の方針を通知するまでの間は、これまでの通知に基づいて適切に運用するよう、併せて通知しているところです。

「3 県の方針策定の根拠と有識者会議開催の目的等」にありますように、県の方針策定に向け、有識者会議を開催し、関係者の意見を幅広く聴きたいと考えています。

そして、「(3) スケジュール」にありますように、今後3回ほど会議を開催し、その意見を基に県の方針を策定し、8月に各市町村教育委員会、県立学校に通知する予定です。報告は以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(高橋委員)

県立高等学校では、全ての学校で適切な休養日を設定しているとのことですが、これはどのような取組の成果なのでしょう。

(井上体育保健課長)

平成29年3月28日に通知文を発出し、その内容について校長が集まる会議等で度々周知してきました。

休養日を設定した学校の割合は100%になっていますが、実際に休養日を実施した部活動は100%に至っていないという状況です。

(高橋委員)

昨今、スポーツの関係でモラルを問われることがありますので、できれば休養日にはモラルの徹底を図っていただきたいと思います。

日本体育協会のスポーツ憲章の中にも「スポーツマンシップやフェアプレイの精神」について掲げられています。今後そのようなことを指導する時間が必要になってくると思いますので、休養日等を活用して指導していただきたいと思います。

(松田委員)

高校の部活動実績や特殊な技能を有している者を推薦入学できる大学は数多くあります。それは部活動を通して技術・技能の向上以外の能力も養われていると認識しているからだだと思います。

それから、最近は運動部活動の指導者も、「休みもなく、長時間の練習をすれば勝てる」という考えではないようです。短時間で、効率よく練習し、チームワークや人間力などを養いながら、1日2時間の練習でも非常に強い部もあります。そのような部の指導者と、国が示すガイドラインを基に、「長時間、厳しく練習して勝てるのか、あるいは人間的な育成ができるのか」ということを意見交換しながら、一番良い方法を見つけていくといいのではないのでしょうか。

長い時間活動している部も少なくなったと思いますし、日曜日に休んでいる様子も見受けられます。生徒の人間力育成のために部活動をどう生かすかという観点から考えていけばいいのではないのでしょうか。

(井上体育保健課長)

部活動を通して人間力の育成が行われています。また、全国には短時間の練習で成果を出している部活動も多くございます。そのような好事例を示しながら、ただ長時間練習すれば良い結果が出るという考え方を改め、より効果的な指導を追求するように転換していくよい機会だと捉えています。

(岩崎委員)

運動部活動の持つ教育的な意義は国のガイドラインの1ページに記載があるようにいろいろな観点があります。バランスのとれた生活と成長を確保するという目的を掲げる一方で、自らが持つ特別な技能を将来活かすために部活動をするという生徒もいます。特色ある学校をめざす学校もある状況で、このガイドラインをどのように遵守させていくのかというバランスが難しいと思っています。

4ページの「ア」に、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度とありますが、運動部の実態はどの程度になっているのでしょうか。また、その実態から鑑みて、国が示している活動時間は、適当なものと考えているのでしょうか。

(井上体育保健課長)

競技の特性によって適当な活動時間は異なってくると認識しています。どうしても集団スポーツの中には、1人ずつしか練習できない競技もありますので、結果的に活動時間が長くなることもございますが、やみくもに長時間活動することも課題と思います。

スポーツ庁に確認しましたが、「活動時間」とは準備・片付けの時間は除いた実際の活動時間ということでした。いろいろな背景から、特に競技の専門性が高くなる高等学校段階では、3ページの国のガイドラインにも「高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。」と記載されている点にも留意

しながら、有識者の会議の中でいろいろな意見をいただき、活動時間のことについても検討していきたいと考えています。

(鈴木委員)

今回の調査をする際に、現場の教員から「このような活動時間ではできない」、「このような練習方法なのでこのガイドラインに沿えない」というような声はなかったのでしょうか。

(井上体育保健課長)

この調査は、1週間の休養日の設定状況を調査するものであり、1日の活動時間の設定についてはこれまで通知や調査等で示していません。したがって、活動時間に係る現場の意見は、現在集約できておりません。

(林職務代理者)

部活動において適切な休養日を設定することは、とてもよいことだと思います。しかし、部活動の休みは増えても、社会教育等への参加が増え、結果的に子どもたちが完全な休養日を取れなくなっているのではないかと心配しています。ですから、部活動だけでなく教育活動全体で子どもたちの休養日について考える必要があると思います。

(井上体育保健課長)

部活動の休養日に他の活動が入ってくれば、子どもたちのバランスのとれた成長という観点において支障が生じるおそれがありますので、そのような部分も含めて有識者会議でご意見をいただき、関係機関にも働きかけていきたいと思っております。

(松田委員)

随分前のことになりますが、筑波大学と共同で中学・高校時代に運動部活動を行った人と、全く行わなかった人について研究を行ったことがあります。そして、一生涯を見た時に、運動部活動をした人たちは非常に「生きる力が強い」という結果がある程度出てきました。

一方で、例えば野球のピッチャーが腕ばかりを使うように、12歳までに同じ種目で長時間、長期間酷使すると、発育の観点から少し影響があるという結果が出たことを報告します。

(工藤教育長)

先ほど林職務代理者から、子ども達の休養という視点から意見をいただきましたが、このガイドラインが出てきた背景の1つには、「教員の働き方改革」の問題があります。部活動を学校で取り組むと決めれば、それは学校教育活動になりますので、教員の管理・監督のもとに行うこ

とになります。ですから、これに制限をかけることが、教員の長時間勤務の縮減にも繋がっていきます。

それから、子どもたちが部活動以外で例えば社会教育関係のいろいろな行事等に関わることは情操教育の面においては、むしろプラスになる面もあります。今回は体を使って運動部活動をする部分に一定の制限を加えましょうということです。

そして、松田委員がおっしゃったように、中学校までの段階で特定のスポーツを過度に取り組んで体を痛めたり、発育上の問題が出るということもあると聞いていますので、今回の有識者会議の中で医学的な見知を持った方からしっかりご意見をいただきたいと思っております。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

ないようですので、これで平成30年度第4回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。